

編	頁	現行（令和3年4月）	編	頁	改正（令和3年11月）
表紙		<p data-bbox="359 562 1442 653">農林土木工事施工管理基準</p> <p data-bbox="753 1289 1041 1346">令和3年4月</p> <p data-bbox="480 1423 1317 1486">静岡県交通基盤部監修</p>	表紙		<p data-bbox="1724 562 2807 653">農林土木工事施工管理基準</p> <p data-bbox="2089 1255 2421 1312">令和3年11月</p> <p data-bbox="1837 1390 2674 1453">静岡県交通基盤部監修</p>

頁	現行（令和3年4月）					改正（令和3年11月）				
出来形管理	出来形管理基準及び規格値					出来形管理基準及び規格値				
10	【第5編 治山編】					【第5編 治山編】				
	章、節	条	枝番（工種）	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番（工種）	準用する出来形管理基準	頁
	第2章 山腹工					第2章 山腹工				
	第5節 土留工	2-5-4 土留工	土留工（石積）		86	2-5-4 土留工	土留工（石積）		86	
			土留工（コンクリートブロック積）		86		土留工（コンクリートブロック積）		86	
						2-5-5 土留工	土留工（コンクリート）		86	
		2-5-5 土留工	土留工（丸太積）		87	2-5-5 土留工	土留工（丸太積）		87	
		2-5-7 土留工	土留工（鋼製枠）		87	2-5-7 土留工	土留工（鋼製枠）		87	
2-5-8 土留工		土留工（鉄線かご）		87	2-5-8 土留工	土留工（鉄線かご）		87		

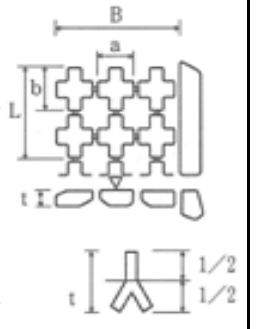
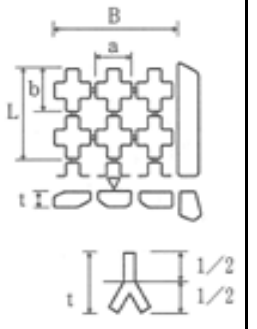
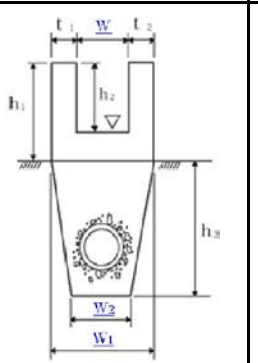
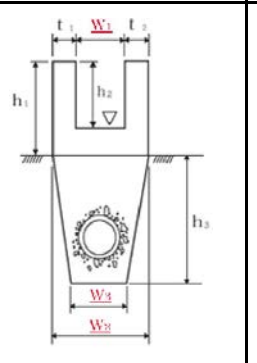
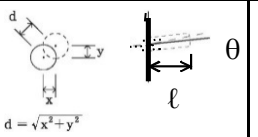
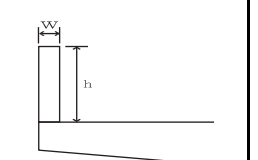
現行 (令和3年4月)

改正 (令和3年11月)

現行 (令和3年4月)										改正 (令和3年11月)												
単位: mm										単位: mm												
頁	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要
31	3	1	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎			3	1	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎 幅 w 高さ h 延長 L ケーブル取付高H	-30 -30 -100 +30 -20	1ヶ所/1基礎毎		※ワイヤーロープ式防護柵にも適用する。
34	3	1	3	18		伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 舗装面の対し 0 ~ -2	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			3	1	3	18	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ 表面の凹凸 仕上げ高さ	±3 3 舗装面の対し 0 ~ -2	高さについては車道端部及び中央部付近の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
71	3	1	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土壁工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高 ▽ 高さ h 鉛直度 △ 控え長さ 延長 L	±50 h < 3 m: -50 h ≥ 3 m: -100 ±0.03 h かつ ±300以内 設計値以上 L < 10m: -20 L ≥ 10m, L < 100m: -50 L ≥ 100m: -100	施工延長40m(又は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3	1	15	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土壁工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法)	基準高 ▽ 高さ h 鉛直度 △ 控え長さ (補強材の設計長) 延長 L	±50 h < 3 m: -50 h ≥ 3 m: -100 ±0.03 h かつ ±300以内 設計値以上 L < 10m: -20 L ≥ 10m, L < 100m: -50 L ≥ 100m: -100	施工延長40m(又は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
86						(なし)						5 治山編	2 山腹工	5 土留工	2		土留工 (コンクリート)	基準高 ▽ 延長 L ₁ , L ₂ 高さ h 厚さ t ₁ , t ₂	±50 -50 -50 -100 -30	1施工単位に3ヶ所		
86	5	2	5	4		土留工 (石積) (コンクリートブロック積) (コンクリート)	基準高 ▽ 延長 L ₁ , L ₂ 高さ h 厚さ t ₁ , t ₂ 厚さ t ₃ , t ₄ (コンクリート)	±50 -50 h < 3 m: -50 h ≥ 3 m: -100 -50 -30	1施工単位に3ヶ所			5	2	5	4	土留工 (石積) (コンクリートブロック積)	基準高 ▽ 高さ h 延長 L 厚さ t ₁ , t ₂	±50 -50 L/-100 (-50~-200の範囲で設定する。)* -50	断面の表示箇所にて測定。断面、形状等の変化点毎に測定する。 ※延長の規格値は、L < 5mの場合 (L/-100)=-50とし、L > 20mの場合 (L/-100)=-200とする。			

現行 (令和3年4月)

改正 (令和3年11月)

現行 (令和3年4月)										改正 (令和3年11月)																													
単位: mm										単位: mm																													
頁	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要															
93	5	3	3	2		根	固	工	ブロック幅 a	-20	ブロック個数40個に1個の割で測定。			5	3	3	2		根	固	工	ブロック幅 a	-20	ブロック個数40個に1個の割で測定。															
									ブロック長さ b	-20																													
									ブロック厚さ t	-20																													
									基準高▽	層積み	土工の仕上高に対し ±100											施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所	1施工箇所毎	5			3	3	2		根	固	工	基準高▽	層積み	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所	1施工箇所毎	
										乱積み	± t / 2																												
									幅 B	層積み	-200											1施工箇所毎	5	3			3	2		根	固	工	幅 B	層積み	-200	1施工箇所毎			
										乱積み	± t / 2																												
									延長 L	層積み	-200											1施工箇所毎	5	3			3	2		根	固	工	延長 L	層積み	-200	1施工箇所毎			
										乱積み	- t / 2																												
									105	7	1											3	8				鉄	筋	挿	入	工	(ロック	ボルト	工	7	1	3	8
削孔深さ L	設計値以上	全数	・挿入状況については、全数立会い確認を実施し、確認した記録(様式17)をまとめて検査時に提出するものとする。ただし、立会い確認以外の別な方法として、施工後、超音波探査器により鉄筋の長さを確認することが可能な場合には、超音波探査器による長さ測定試験に代えることが出来るものとする。・超音波探査器により試験を実施する場合には、(社)日本非破壊検査協会「NDISO非破壊検査技術認定規定」により2種以上に認定された有資格者が実施するものとする。・削孔深さ、鉄筋(ロックボルト)挿入状況については、監督員が全数量の5%かつ3本以上確認するものとする。また、削孔径、配置誤差、せん孔方向については、監督員が全数量の3%かつ2本以上確認するものとする。	・挿入状況については、全数立会い確認を実施し、確認した記録(様式17)をまとめて検査時に提出するものとする。ただし、立会い確認以外の別な方法として、施工後、非破壊試験により鉄筋の長さを確認する場合には、測定方法について監督員と協議しなければならない。・非破壊試験により測定する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。また、資格等(講習会の受講等も含む)が必要な測定機器を使用する場合は、当該資格等を有する者とする。・削孔深さ、鉄筋(ロックボルト)挿入状況については、監督員が全数量の5%かつ3本以上確認するものとする。また、削孔径、配置誤差、せん孔方向については、監督員が全数量の3%かつ2本以上確認するものとする。																																			
削孔径 R	設計値以上	全数の5%以上かつ3本以上(ビット設置時又は交換時)																																					
配置誤差 d	100	全数の5%以上かつ3本以上																																					
	±2.5度	全数の5%以上かつ3本以上																																					
鉄筋(ロックボルト)の挿入状況	挿入状況立会(目視確認)規格値「なし」	全数																																					
鉄筋の長さ(超音波探査器による測定時)	+40~-20	全数																																					
105	7	1	5	4		明	暗	渠	工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)			7	1	5	4	明	暗	渠	工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)														
										厚さ t1, t2	-20																												
										幅	W												-30	1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)				7	1	5	4	明	暗	渠	工	幅	W1	-30	
											W2, W3												-50																
										高さ h1, h2													-30	1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)				7	1	5	4	明	暗	渠	工	高さ h1, h2		-30	
											深さ h3												-30																
										延長	L < 10m												-20	1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)				7	1	5	4	明	暗	渠	工	延長	L < 10m	-20	
											L ≥ 10m												-50																
											L < 100m												-50																
											L ≥ 100m												-100																
106	7	1	6	4		集	排水	ボ	ー	リ	ン	グ	7	1	6	4	集	排水	ボ	ー	リ	ン	グ																
																								削孔深さ ℓ	設計値以上	全数			7	1	6	4	集	排水	ボ	ー	リ	ン	グ
																								配置誤差 d	100														
																								せん孔方向 θ	±2.5度														
水平、開度 δ	±2.0度																																						
118	8	4	7	6		橋	梁	用	防	護	柵	工	橋	梁	用	防	護	柵	工	橋	梁	用	防	護	柵	工													
																											幅	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			8	4	7	6	橋	梁	用	防
高さ	-20~+30																																						

現行 (令和3年4月)								改正 (令和3年11月)										
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
40	11 路床 安定 処理 工	施工	その他	平板荷重試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		11 路床 安定 処理 工	施工	その他	平板荷重試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		現場CBR試験				JIS A 1222	設計図書による。	各車線毎に延長40mにつき1回の割で行う。			
				含水比試験	JIS A 1203		500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。		含水比試験				JIS A 1203		降雨後又は含水比の変化が認められた時に行う。			
				たわみ量	「舗装調査・試験法便覧」[1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施。		たわみ量				「舗装調査・試験法便覧」[1]-284 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良個所について実施。			
44	14 アン カー 工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日			14 アン カー 工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日		
				モルタルのフロー値試験	JIS R 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		モルタルのフロー値試験				JISCE-F 521-2018	10~18秒 Pレポート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる。)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
				適性試験 (多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で荷重と除荷を繰り返す	・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	適性試験 (多サイクル確認試験)				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で荷重と除荷を繰り返す。	・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
				確認試験 (1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで荷重した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする	・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	確認試験 (1サイクル確認試験)				グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除く全て。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで荷重した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	・ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		

現行 (令和3年4月)									改正 (令和3年11月)									
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
45	15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 <u>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</u> 又は、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行なう。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		15 補強土壁	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 又は、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行なう。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上	
					最大粒径>53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-256)									又は、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。				
					又は、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 <u>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。</u> 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上					又は、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による。	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 又は、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満:5点 ・500㎡以上1000㎡未満:10点 ・1000㎡以上2000㎡未満:15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルパット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		

(次頁に続く)

現行（令和3年4月）									改正（令和3年11月）									
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
46	15 補強 土壁 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」（国土交通省）による。	施工区間を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			15 補強 土壁 工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」（国土交通省）による。	施工区間を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2 管理単位は築堤、路体、路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

現行（令和3年4月）								改正（令和3年11月）											
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
64	23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） <u>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</u> 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 I-1 交通 90%以上 I-2 交通以上 95%以上 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧[4]-256）	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法） 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8%ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 I-1 交通 90%以上 I-2 交通以上 95%以上 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			

現行（令和3年4月）									改正（令和3年11月）									
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
65	23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	又は、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 <u>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</u>	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点			23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	又は、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固め可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m2未満：5点 ・500m2以上1000m2未満：10点 ・1000m2以上2000m2未満：15点		
				(次頁に続く)									(次頁に続く)					
66	23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する	又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」（国土交通省）による。	施工区間を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行なう。 2 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			23 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	又は、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」（国土交通省）による。	施工区間を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行なう。 2 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		

現行 (令和3年4月)								改正 (令和3年11月)													
頁	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
78	鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	材料		鉄筋 (ロックボルト) 長さ	寸法計測	長さ: +40~0mm	全数 (100本を超えたときは、100本毎に30本を管理)	設計図書による鉄筋 (アンカーボルト) の材料検収及びセメントの空袋検収については、監督員が全数確認 (100本を超えたときは、100本毎に30本を確認) するものとする。		鉄筋挿入工 (ロックボルト工)	材料	必須	品質検査 (芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○			
				セメント使用量	使用量	設計量以上	使用したセメント全数量。					定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9~22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均値をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合、監督員が1回以上確認するものとする。					
												その他	外観検査 (芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時: 全数 (100本を超えたときは、100本毎に30本を確認)					
		施工		グラウト材の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回 (午前・午後) / 日。				グラウト材の圧縮強度試験、フロー値試験については、監督員が1回以上確認するものとする。			施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回 (3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合、監督員が1回以上確認するものとする。	
				グラウト材のフロー試験	JIS A 5201	設計図書による。	練り混ぜ開始前に試験を2回行い、その平均値をフロー値とする。														
				ロックボルトの引抜試験	施工管理基準参考資料「ロックボルトの引抜試験」による	引抜き耐力の80%以上。	全数の5%以上かつ3本以上。 (引張強度が設定されている場合)				引抜試験については監督員が管理個数の3%以上かつ2本以上確認するものとする。					引抜試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	監督員が2本以上確認するものとする。	
								その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。					・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	監督員が2本以上確認するものとする。				

現行（令和3年4月）		改正（令和3年11月）	
頁	写真管理基準	頁	写真管理基準
2	1.適用範囲 この写真管理基準は、農林土木工事施工管理基準に定める農林土木工事の工事写真による管理に適用する。	1.適用範囲 この写真管理基準は、農林土木工事施工管理基準に定める農林土木工事の工事写真による管理（ <u>デジタルカメラを使用した撮影～提出</u> ）に適用する。 <u>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</u>	
3	9.その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2)適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3)不要とは、デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。	9.その他 撮影箇所一覧表の用語の定義 (1)適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2)フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、監督員と提出頻度等を協議のうえ、取扱いを定めるものとする。	